

## 第8章 整備

### 1. 整備の方向性

第4章の現状・課題及び第5章の大綱・基本方針等でも示したとおり、高輪築堤の遺構や価値を次世代へ継承していくためには、遺構の確実な「保存管理」の実現と本質的価値の理解により、それを「活用」によって広く一般の方に、遺構そのものや歴史等への理解を促す取り組みが必要である。

高輪築堤の価値を次世代に継承し、地域の歴史価値向上及び地域社会への貢献を実現していくために、その「保存管理」と「活用」のバランスを図り、整備にあたっては一体的に取り組んでいく。なお、公園部（2街区）の築堤及び築堤に関連する施設について、公園内の整備においては都市公園法第5条に基づく整備を検討する。

#### （1）保存のための整備の方向性

第4章の現状・課題及び第5章の大綱・基本方針等を踏まえ、以下のように定める。

##### <保存のための整備の基本方針>

**まちづくりや活用と整合を図った保存のための整備を実施する。**

##### ①新たに創られる街の中で、史跡を保存していくために必要な整備を実施する。

- ・周辺のまちづくりに伴い整備される諸施設や、遺構の露出等による展示に伴う遺構への影響に対し、事前の調査と技術的検討に基づき遺構の露出展示、再現及び復元等の公開の手段や方法を検討し、遺構の保存環境の変化にも対応した保存のための整備を行う。
- ・遺構の保存や公開時の来訪者の安全を確保するため、災害への対応や構造安定性確保に必要な補強対策等の防災面の対策に加え、必要に応じ、公開に際しての防犯対策を実施する。

#### （2）活用のための整備の方向性

第4章の現状・課題及び第5章の大綱・基本方針等を踏まえ、以下のように定める。

##### <活用のための整備の基本方針>

**まちづくりと連携して史跡の理解を助けるために必要な整備を実施する。**

##### ①周辺のまちづくりと連動した遺構の露出等による展示に必要な整備を実施する。

- ・第7橋梁部の遺構の特徴である橋台部や、公園に隣接して今後整備される文化創造棟との連携等、史跡指定地の遺構の特徴や立地環境を活かし、遺構の露出等による展示に必要な整備を行う。

##### ②高輪築堤跡の本質的価値の理解のための情報提供に必要な整備を実施する。

- ・高輪築堤や鉄道開業・発展、地域の歴史等について、案内・解説板、先端技術を用いたガイドンス等により来訪者が史跡の理解を深めるための情報提供に必要な整備を行う。

##### ③高輪築堤の連続性が感じられるまちづくり施設の整備を実施する。

- ・史跡と一体となって高輪築堤の連続性と空間を感じ、周辺の高輪築堤に関連する遺構や周辺地域の文化財と連携が図れるように、国内外の来訪者に史跡や日本初の鉄道を体感していただくための動線・空間づくりを付加した歩行者ネットワークや公共空間等まちづくり施設の整備を実施する。

## 2. 保存のための整備

### (1) 保存施設の整備と防災・防犯対策

史跡の本質的価値の保存・継承や公開時の見学者の安全を確保するため、災害への対応や遺構の安定性の確保に必要な補強対策等の防災対策に加え、公開に際しての防犯対策を実施する。

#### ① 標識・説明板・境界柵の整備

史跡の保存管理を適切に実施し、来訪者に史跡の指定内容や範囲を認識してもらうために、指定内容を表記した標識・説明板や指定範囲を明示した境界標、立入禁止範囲を明示する境界柵等の保存施設について、遺構の保存や史跡及び街の景観への影響に配慮するとともに、文化財保護法に則り適切な設置を検討する。

#### ② 防災・防犯対策

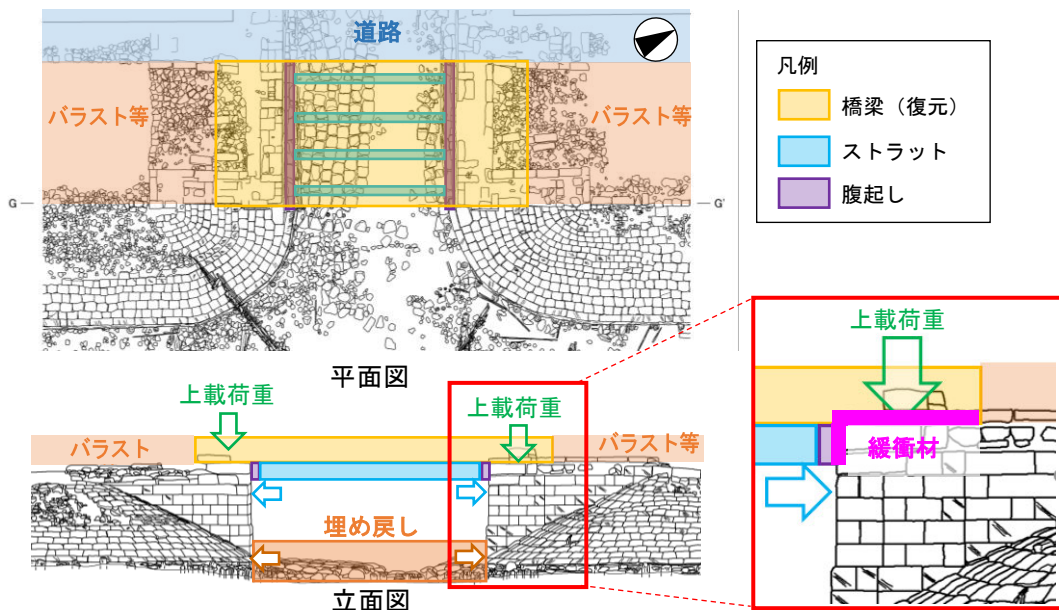
史跡は街中に立地するため、周辺の建物等で火災が発生した場合に史跡指定地内に延焼する可能性がある。また、史跡指定地は終日公開となるため、立入禁止場所への侵入により人為的な被害が発生する可能性もある。そのため、周辺の建物や施設と史跡の管理体制について調整を図り、自動火災報知器・消火設備等の防災設備や監視カメラ等の防犯設備を整備して防災・防犯対策を講じることを検討する。

各設備の設置にあたって、史跡の景観の保護に配慮しつつ、同時に遺構を毀損しない方法を選択していく。

#### ③ 橋台部の補強対策

第7橋梁部の築堤の露出展示に伴う地震時等の石積の変状を防ぐため、橋台部石積に上載荷重をかけた上で構造補強対策（ストラット等）を行う。また、第7橋梁部の史跡指定地上部には都市計画に基づく道路（区画道路2号）が計画されているため、遺構の保存に必要な対策等を合わせて実施していく。

構造補強対策は、史跡周辺からの見え方に留意するとともに、特別公開時に史跡指定地内に立ち入ることも想定して、再現する高輪築堤の近接からの見え方にも配慮した工夫を検討する。



## (2) 保存対策と保存環境の改善

周辺のまちづくりに伴い整備される諸施設や、遺構の露出等による展示に伴う遺構の劣化や風化等の防止及び保存環境の変化への対策に必要な整備を行う。

第6章の保存管理でも示したとおり、遺構の露出等による展示にあたっては、本質的価値の構成要素を保存するための「基本対策」を行うと同時に遺構の保存状態を把握するための「モニタリング」を実施する。さらに、モニタリング等の結果によっては必要に応じて「追加対策」を行う。

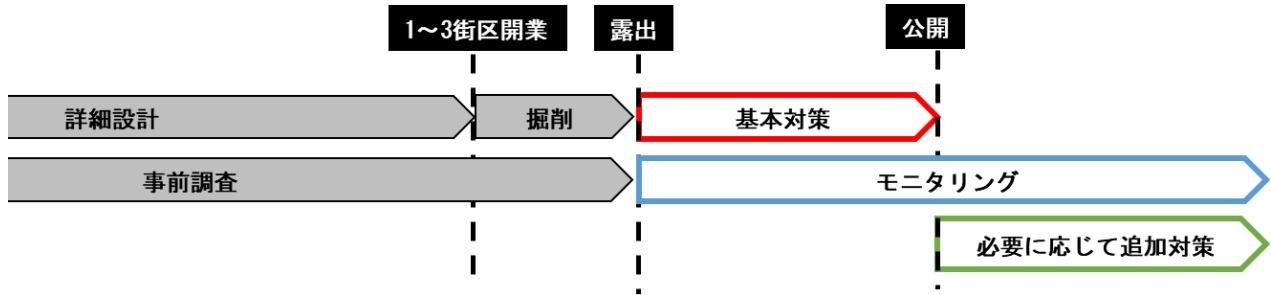


図8-2-2：露出保存のため検討・対策ステップ

### ①保存対策に必要な整備

遺構の露出後やモニタリング等による保存状態の経過観察において、本質的価値を構成する木質・石質・土質要素の劣化及び風化、破損等の毀損やその可能性が生じた場合には、有識者に相談のうえ、毀損の進行や速度を低下させるために必要な材質の強化処理や構造補強等の保存対策を実施する。

### ②保存環境の改善に必要な整備（基本対策）

遺構の露出等による展示に伴い本質的価値を構成する木質・石質・土質要素の保存環境に変化が生じるため、各要素の保存に必要な環境に改善するための基本対策を行う。

#### ア．木質要素への対応

- ・杭等の木質要素の保存のために、酸素・紫外線を遮断し、木質の腐朽、紫外線による劣化防止策として、粘性土埋め土等による保護対策を行う。

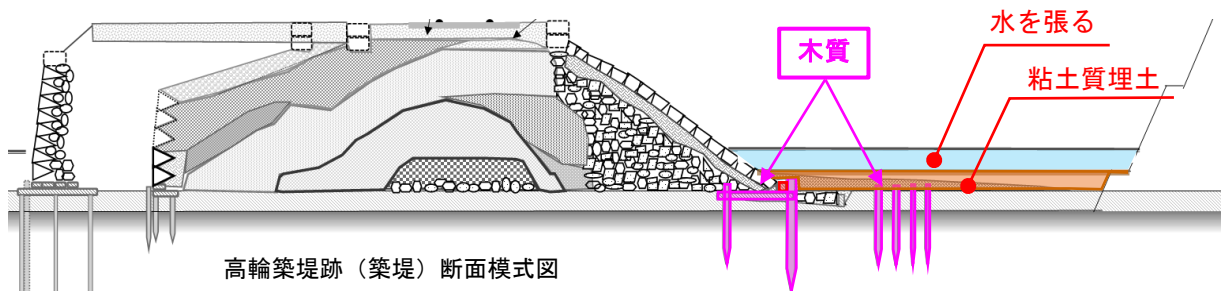
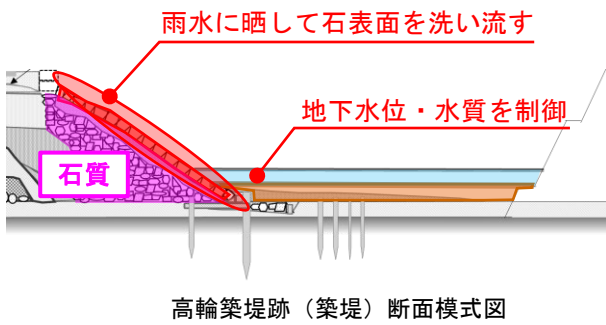


図8-2-3：木質要素への対応イメージ

#### イ．石質要素への対応

- ・築石等の石質の要素のために、保存状態を観察しながら、必要に応じて塩類析出による劣化防止策として、露出部で雨水に晒されない箇所は石表面を洗浄する設備（スプリンクラー等）の整備を行う。

### 【一般部】



### 【橋台部】

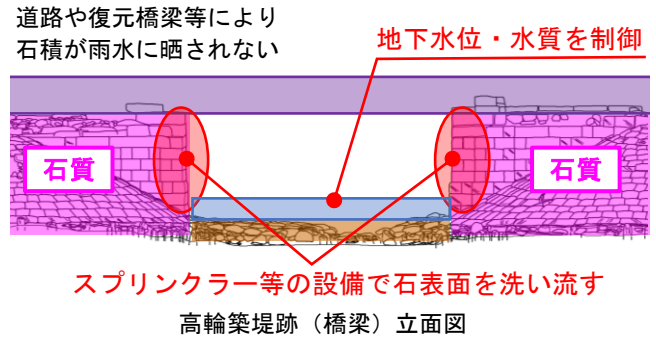


図8-2-4：石質要素への対応イメージ

### ウ. 土質要素への対応

- ・堤部等の土質の要素のために、土の流出や乾燥、湿潤、乾湿繰り返しによる土質劣化防止策として、保護土及びバラストや石垣欠損部の復旧による築堤上部の保護対策を行う。

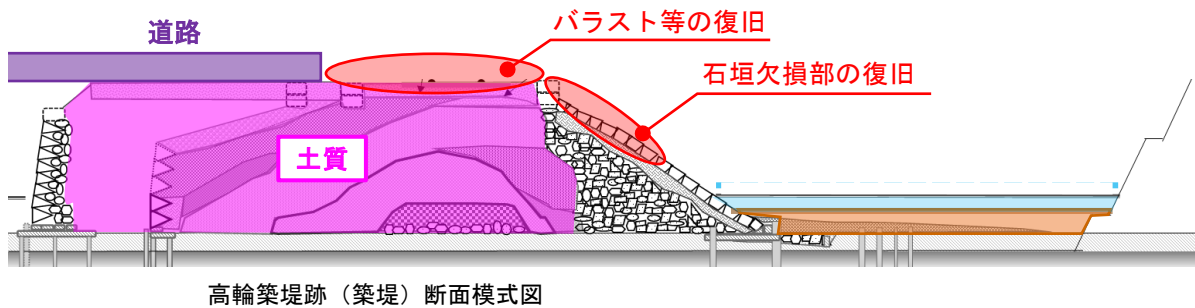


図8-2-5：土質要素への対応イメージ

### エ. 地下水の水位・水質の制御

- ・木質・土質・石質要素の乾湿繰り返しによる劣化及び地下水の溶存成分による石質要素の劣化を防ぐために、地下水の水位・水質の制御対策として、ポンプ設備及びろ過・循環設備等の整備を行う。また、ポンプ設備及びろ過・循環設備等の必要な設備は遺構の保存に影響の無い場所への設置を検討する。

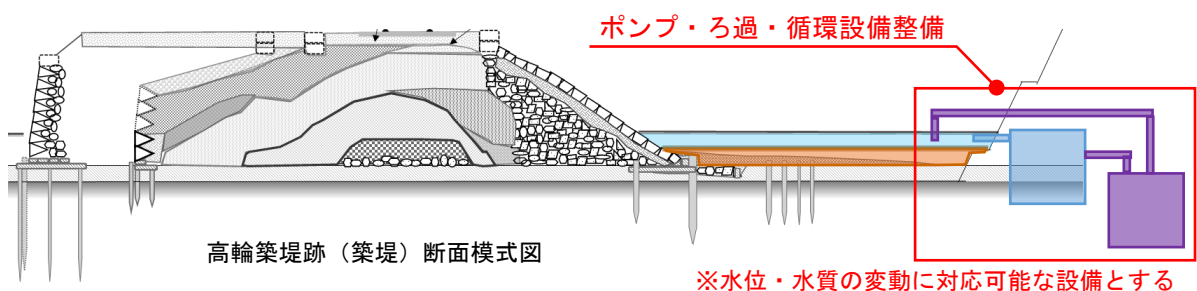


図8-2-6：地下水の水位・水質の制御イメージ

なお、第7橋梁部及び公園部のそれぞれの近接地に地下水位調節・ろ過・循環に必要なポンプ室等を整備する。第7橋梁部のポンプ室等は隣接する3街区建物内に整備し、公園部のポンプ室は公園内の一部区画に公園施設として都市公園法第5条に基づく整備を検討する。詳細については今後検討を行う。

### (3) 保存修理（追加対策）

遺構の露出後やモニタリング等による保存状態の経過観察において、築堤の築石や橋梁部の橋台の石積等の遺構の状況に変状が確認された場合には、有識者に相談のうえ、元の素材・工法を原則としつつ、必要に応じて適切な材料と工法を検討して変状前の状況に復するための保存修理を実施する。

### (4) モニタリングに必要な整備

高輪築堤跡の本質的価値を構成する木質・石質・土質要素の保存状況の把握、各対策の効果の検証や追加対策の必要性を検討するためのモニタリングの実施にあたって必要な各設備等の整備を行う。なお、具体的な整備方法等については有識者の助言を受けながら、遺構の状況に合わせて検討を行っていく。

表 8-2-1：モニタリングで把握する内容とモニタリング項目

モニタリングで把握する内容		対象要素	モニタリング項目
木質の 保存状況	木質要素の腐朽や紫外線による劣化に影響を与える可能性がある酸素・紫外線の状況を把握する。	群杭 胴木 等	ア. 水温観測 イ. 溶存酸素観測 ウ. 酸化還元電位観測
	木質・石質の劣化に影響を与える可能性がある地下水の水位変化や、石質要素の劣化に影響を与える可能性がある地下水の溶存イオン濃度を把握する。		エ. 地下水の水位・水質観測
石質の 保存状況	地震等の振動や露出に伴う土圧等の変化による石垣の変状を把握する。	築石 根石 等	オ. 石垣変状観測
	遺構の変状に影響を与える可能性がある土の流出や乾燥、湿潤、乾湿繰り返しによる土質の劣化状況を把握する。		カ. 土中水分量観測

### 3. 活用のための整備

#### (1) 史跡指定地内の整備

##### ①第7橋梁部（3街区）

第7橋梁部は特徴的な橋台部の様子を多くの来訪者が見学でき、鉄道開業とその発展、さらには地域の歴史への興味を抱くことを促すような公開を行っていく。

##### ア. 再現整備

来訪者に高輪築堤跡を理解していただくために、記録保存調査や文献調査等の各種調査研究の成果に基づき、発掘時にすでに滅失していた欠損部築石、盛土、バラスト、レール、橋梁等の再現や線路上への車両の設置等も検討する。

高輪築堤の再現整備にあたっては、高輪築堤跡が鉄道敷として活躍した時代と遺構の残存状況や立地環境とを総合的に鑑み、再現する時代や形状を検討する。

築堤上部の再現にあたっては、遺構の保存を前提に、堤部等の遺構の湿潤環境や降雨による表層土の流出防止の効果等、遺構の保存環境の維持・改善を考慮した工法を選択する。また、残存する遺構と再現部が視覚的に識別できる工夫を検討する。なお、整備方法の詳細については今後検討を深化させていく。

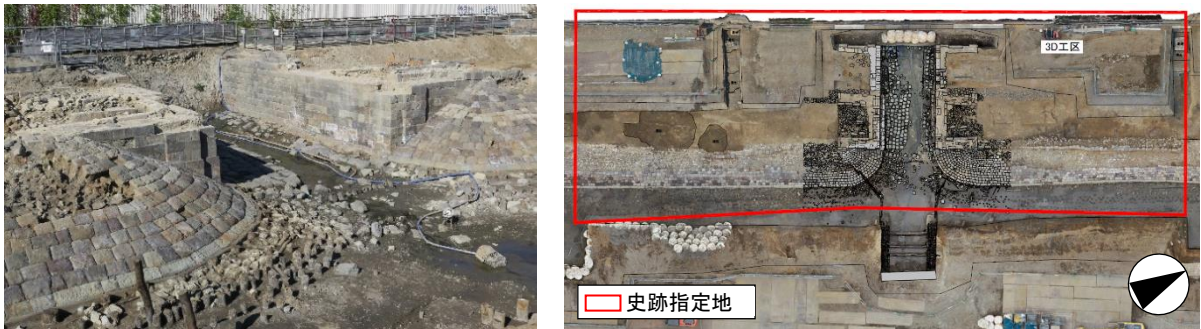


図 8-3-1：第7橋梁部発掘時の様子

##### イ. 見学施設の整備

第7橋梁部の公開にあたっては、近隣に整備される3街区の建物及びプロムナード、広場等に視点場を設ける。各施設の視点場から安全に来訪者が見学することができるように、転落防止柵を設ける。

また、第7橋梁部の特別公開等の史跡指定地内への立ち入りに対しても、遺構の毀損防止及び来訪者の安全確保のため、高低差がある箇所へ転落防止柵を設ける等の安全対策を行う。整備にあたっては、必要最小限の整備とし、基礎を設けない打ち込み式の支柱を用いる等、遺構の保存や史跡の景観に配慮した工法を選択する。

##### ②公園部（2街区）

公園部は公園という立地環境を活かし、隣接する文化創造棟との取り組みとも連携を図りながら、地域住民や来訪者等の多くの方々に史跡に興味をもってもらい、より身近に感じていただけることができる公開を目指す。

##### ア. 再現整備

遺構の残存状況が良好である公園部は、遺構の保存に影響の無い範囲で遺構の露出等による展

示を行い、築堤上部等の一部の範囲については史跡指定地内に常時立ち入ることができるような再現整備を行う。

第7橋梁部と同様に、再現整備にあたっては、遺構の残存状況や立地環境とを総合的に鑑み、再現する形状等を検討する。

築堤上部の再現にあたっては、第7橋梁部と同様に、遺構の保存を前提に、堤部等の遺構の湿潤環境や降雨による表層土の流出防止の効果等、遺構の保存環境の維持・改善を考慮した工法を選択する。また残存する遺構と再現部が視覚的に識別できるような工夫を検討する。なお、整備方法の詳細については今後検討を深化させていく。



図 8-3-2 : 公園部発掘時の様子

## イ. 見学施設の整備

公園部の具体的な整備計画については検討中であるが、第7橋梁部と同様に複数の視点場から見学できるような整備を行う。また、史跡指定地内への立ち入りを行う場合には、遺構の毀損防止及び来訪者が安全に見学できるように、高低差がある箇所へ転落防止柵を設ける等の安全対策を行う。整備にあたっては、都市公園法第5条に基づく整備を検討するが、必要最小限の整備とし、基礎を設けない打ち込み式の支柱を用いる等、遺構の保存や史跡の景観に配慮した工法を選択する。

## (2) 史跡指定地周辺の整備

### ①第7橋梁部（3街区）

第7橋梁部は特徴的な橋台部の様子を多くの来訪者が見学できるような整備を検討しているが、隣接する建物を活用して史跡等に関する情報提供を行い、史跡を見学しながら、高輪築堤や鉄道開業とその発展、地域の歴史を理解できるように、隣接する建物や広場等と一体的な整備を検討する。

## ア. 案内・解説施設の整備

### 1) 案内・解説板の整備

来訪者の史跡への案内・誘導や高輪築堤、鉄道開業とその発展の歴史、及び地域の歴史等の史跡に関わる情報提供を行うために、案内板や誘導サイン、解説板等を史跡指定地周辺に設置する。第7橋梁部は隣接する3街区の建物やプロムナード、広場等、様々な視点から見学できるように計画をしている。各視点場に解説板等を設け、見学者の理解を助けるようにするなど、来場者の目的にあった情報提供ができるようにし、デジタルサイネージやQRコード等の活用など案内においても先端技術を用いて、場所に応じた適切な案内板や誘導サイン等を設ける。設置に際しては、史跡や街の景観や史跡を含めた街中の回遊性の向上に配慮した形状や配置を検討する。

## 2) ガイダンス機能を有するギャラリー（常設展示）の整備

第7橋梁部近隣には3街区の建物があり、その建物内に高輪築堤や鉄道開業・発展の歴史、地域の歴史等の史跡に関わる情報発信拠点となるガイダンス機能を有するギャラリー（常設展示）を整備する。史跡指定地内に新たに建造物等を設けることは難しいが、史跡指定地2か所は近隣に建物や街の機能上必要なデッキ等が設置されるため、これらを活用し、複数の拠点に展示機能を持たせることを検討する。

また、高輪築堤跡にアクセスが良い近隣の鉄道駅にも、近隣に高輪築堤跡があることを伝える情報発信機能をもった施設整備を行うなど、エリア内の回遊動線の検討も進めていく。

ギャラリーの展示や解説の内容は、第7橋梁部と公園部それぞれに高輪築堤の魅力や価値を伝えるための役割を持たせ、まちづくり全体の中での打ち出し方やストーリーを整理していく。記録保存調査や資料調査等で得られた内容を活かした展示機能や学習・普及機能を備えるとともに、高輪築堤跡に関わる保存技術等も公開し、高輪築堤跡をはじめとする文化財保護への関心を高めることに繋げる場として整備する。

### イ. 見学施設の整備

#### 1) 便益施設

第7橋梁部周辺に見学施設として、展望デッキや歩道等の回遊できる空間や3街区建物の店舗等からも見学できる視点場を設ける。見学場所となる視点場や展望デッキ、来訪者の快適な回遊を提供するためのベンチ等の簡易な休憩施設、照明等を建物計画と合わせて検討し、来訪者が快適に史跡を外から見学できる環境を整備する。

設置にあたっては、史跡の景観に配慮した形状、階段への手すり設置やエレベータ整備等、多様な利用者の見学に配慮した設計やデザインに取り組む。

また、照明施設については、防犯上、人目が届きにくい場所や出入口などの動線が錯綜する場所に設けるなど、照度も含め周辺の建物計画と合わせて検討していく。さらに防犯の観点だけでなく、夜間の特別ライトアップやプロジェクションマッピングなど、史跡の更なる魅力の創出が可能となるような照明施設の整備についても検討していく。

## ②公園部（2街区）

公園部は公園や隣接する建物等と連携し、史跡を見学しながら高輪築堤や鉄道開業とその発展、地域の歴史を理解し、史跡を身近に関することができるよう公園との一体的な整備を検討していく。

### ア. 案内・解説施設の整備

#### 1) 案内・解説板の整備

公園部は隣接する文化創造棟や公園、公園と連続的に回遊できる空間などに複数の視点場を設ける。各視点場等にも第7橋梁部と同様に適切な案内板や誘導サイン等を設ける。公園部は水面レベル、公園レベル等と見え方に違いを付けた視点場で築堤を見ることができるとの計画である。それぞれの視点場に合わせた内容や形状を工夫していく。なお、設置に際しては、史跡や街の景観、史跡を含めた街中の回遊性の向上に配慮した形状や配置を検討する。

#### 2) 公園と連続的に回遊できるような見学空間の整備

公園部の史跡指定地近隣には公園や文化創造棟の建物等があり、公園部の遺構は周囲の地盤レベルよりも低い位置にあるという高低差を利用し、複数の視点場を設ける計画である。築堤



の迫力を感じることができるよう、水面レベルで見学できる視点場をつくり、公園と連続的に回遊できるような都市公園法第5条に基づく整備を検討する。この視点場では、高輪築堤に関わる情報発信を行う計画である。また文化創造棟では建物のテラス等に視点場を設けることに加え、築堤に関する企画展等を開催することも合わせて検討していく。

## イ. 見学施設の整備

### 1) 便益施設

公園部周辺に見学施設として、都市計画に基づき整備される歩行者デッキなどに複数の視点場を設ける。

便益施設の設置にあたっては、史跡の景観に配慮した形状、階段への手すり設置やエレベータ整備等、多様な利用者の見学に配慮した設計やデザイン等を公園と一体的に検討していく。

また、照明施設については、防犯上、人目が届きにくい場所や出入口などの動線が錯綜する場所に設けるなど、照度も含め周辺の建物計画と合わせて検討していく。さらに防犯の観点だけでなく、夜間の特別ライトアップやプロジェクションマッピングなど、史跡の更なる魅力の創出が可能となるような照明施設の整備についても検討していく。なお上記の公園内に設置する施設等については都市公園法第5条に基づく整備を検討する。

## (3) 移築遺構（信号機土上部）の整備

品川開発プロジェクトの4街区内から出土した信号機土上部は鉄道開業時の日本初の信号機の遺構として希少性が高く、移築保存を行うにあたっては、街のシンボル及びガイダンス機能を有する場としての活用を行う。具体的な整備方法については今後検討を進める。

### ①信号機土上部の再現整備

信号機土上部の国道15号側の近隣広場への移築保存と合わせて、街のシンボルとして活用していくために、当時の線路敷や信号機の再現に必要な整備や定時に動く等の仕掛けを用いた展示等を検討する。

### ②案内・解説施設や展示施設の整備

高輪築堤、鉄道開業とその発展の歴史、及び地域の歴史等の情報提供を行うガイダンス機能を有する場として、移築遺構周辺に案内・解説板や展示施設を整備する。

情報提供にあたってはデジタル技術等も活用し、地域住民をはじめ、多くの方に興味を持ってもらえるような工夫を行う。

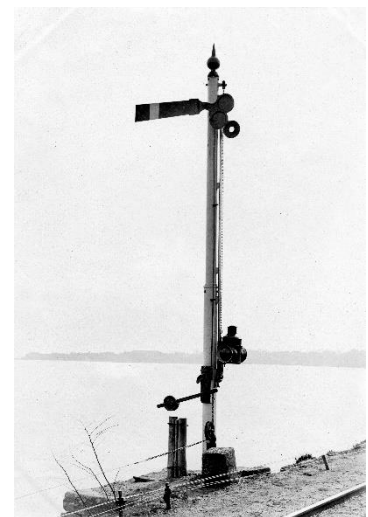


図 8-3-3 : 明治 30 年代に高輪築堤に設置されていた信号機（鉄道博物館蔵）

## (4) 史跡指定地周辺の回遊性の構築に向けた整備

地域住民や来訪者等、多くの人々に高輪築堤跡を理解していただくために、まちづくりと一体となって前述の案内・解説施設や見学施設の整備を史跡指定地周辺で実施していくほか、街中のプロムナードや各広場、建物内等の床や壁、ベンチ、案内サイン等を用いて、かつての築堤を想起させる様々な仕掛けを展開して築堤の連続性を感じられる動線・空間整備を行う。

## **(5) ソフト・普及コンテンツの整備**

高輪築堤跡の保存及び活用を推進し、史跡への理解を広めるためには地域住民や来訪者等の理解や協力が必要である。デジタル技術等の新しい技術を用いたソフトや普及コンテンツを開発して、高輪築堤や鉄道開業・発展の歴史、地域の歴史等の史跡に関わる情報提供に活用する。また、具体的な方法については、関係団体等との連携も含め、今後、検討を進めていく。

### **① デジタル技術を活用した創業当初の姿の再現**

創業当初の姿の映像をデジタル技術の活用により再現し、ガイドンスコーナー等で活用していくために、ARやVRコンテンツ等を制作する。子どもから大人まで見学者の年齢に合わせた内容や興味に合わせた内容等、コンテンツの対象や目的に合わせて検討を進める。

### **② 調査・研究の収集成果のアーカイブ化**

記録保存調査結果や高輪築堤及び日本の鉄道開業期の歴史に関する史資料調査・研究の収集成果をデジタルデータとしてアーカイブ化を進める。アーカイブ化したデータの具体的な公開方法等については、今後検討を進める。

### **③ 地域の情報を発信するコンテンツの制作**

高輪築堤跡を含めた周辺文化財など地域の情報を発信するために、街歩きマップやパンフレット等の制作、先端技術を活用したプログラムの開発など、地域の情報を発信するコンテンツを制作する。なお、制作の際には周辺事業や行政等、地域の方に協力を働きかける。

### **④ 愛着をもってもらえるような仕掛けの検討・展開**

高輪築堤は鉄道・地域・文化等において、様々な切り口から歴史や価値を語ることができる。そのような多様なテーマを用いた展示会や体験型の企画等を展開することで、地域住民や来訪者に愛着をもってもらえるようなソフト面の整備も検討を進める。継続的に高輪築堤跡の本質的価値の理解を深める企画等を展開することで、次世代への価値継承に繋げていく。

## 4. 史跡と一体的に整備する都市計画で定められた施設

史跡指定地周辺は、国家戦略特別区域計画の内閣総理大臣による認定（都市計画決定）を受けており、国際交流拠点・品川にふさわしい都市基盤を整備するため、高輪ゲートウェイ駅と一体となった安全な歩行者ネットワーク・広場の早期実現や地域と連携した次世代モビリティによる地域交通への貢献を行っていく計画となっている。

高輪築堤跡は建築物の整備に着手する中で、一部が計画地内から出土しており、出土以降、築堤の保存等の方針について、委員会において検討が行われ、調査・保存方針が取りまとめられている。その方針をうけて、まちづくりと高輪築堤跡の保存の両立に向けた計画変更を行っている。

まちづくり計画については、令和3年（2021）6月30日付でJR東日本から文部科学大臣へ史跡指定に関する同意書を提出した際に、まちづくり計画とそれに伴う現状変更許可申請の手続きを行うことについて文部科学省及び文化庁にも提出され、史跡指定地内及び周辺において各種公共施設の計画がある前提で史跡への追加指定がなされている。

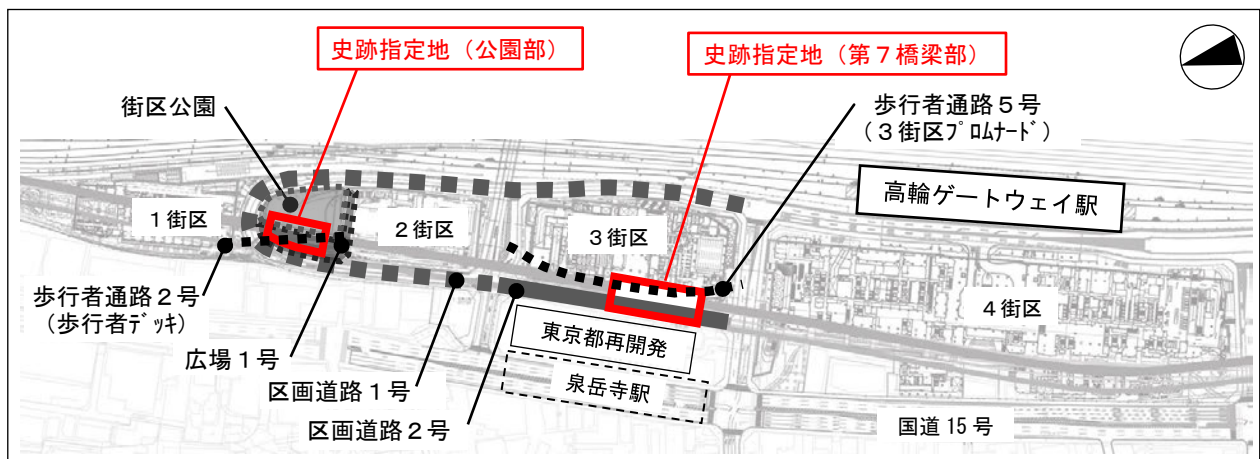


図 8-4-1：史跡指定地に関わるまちづくり施設

### (1) 区画道路 2号

第7橋梁部の史跡指定地内には都市計画に基づいた区画道路 2号の設置が計画され、当該道路は東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画書において、幅員 12m（東歩道 2.5m、車道 7m、西歩道 2.5m）、延長約 160mの相互通行の道路として計画されており、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業及び品川開発プロジェクト 3街区建物の駐車場出入口が設けられる道路であり、周辺道路の交通負荷の低減という観点も含め、必要な公共施設として整備される予定である。

すでに第7橋梁部の遺構保存及び現地保存範囲最大化のために、第7橋梁部周辺の品川開発プロジェクト 3街区の建物計画や、第7橋梁部の史跡指定地内の道路（区画道路 2号）下に埋設予定であった雨水・上水・ガス・通信・再生水・照明灯電気の管路の計画を変更するなどの検討及び調整を関係者の協力のもと実施してきたところではあるが、さらに遺構への影響低減や史跡周りの視点場確保のため、第7橋梁部近接の道路（区画道路 2号）の道路区域の変更を含めた計画の変更について検討・協議を行った。

第7橋梁部史跡指定地内の道路（区画道路 2号）は、幅員を変更すると隣接の再開発計画（泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業）が建築基準法第 56 条に定める斜線制限に抵触し、建物計画が成立しなくなるため、当初予定していた道路計画の幅員は変更せずに、車道の位置変更や一方通行化など

道路の断面構成に変更を行うことで、遺構への影響低減や史跡周りの視点場確保に資するべく「相互通行案」「一方通行化案」「一部歩行者専用道化案」の3案の検討を実施した。

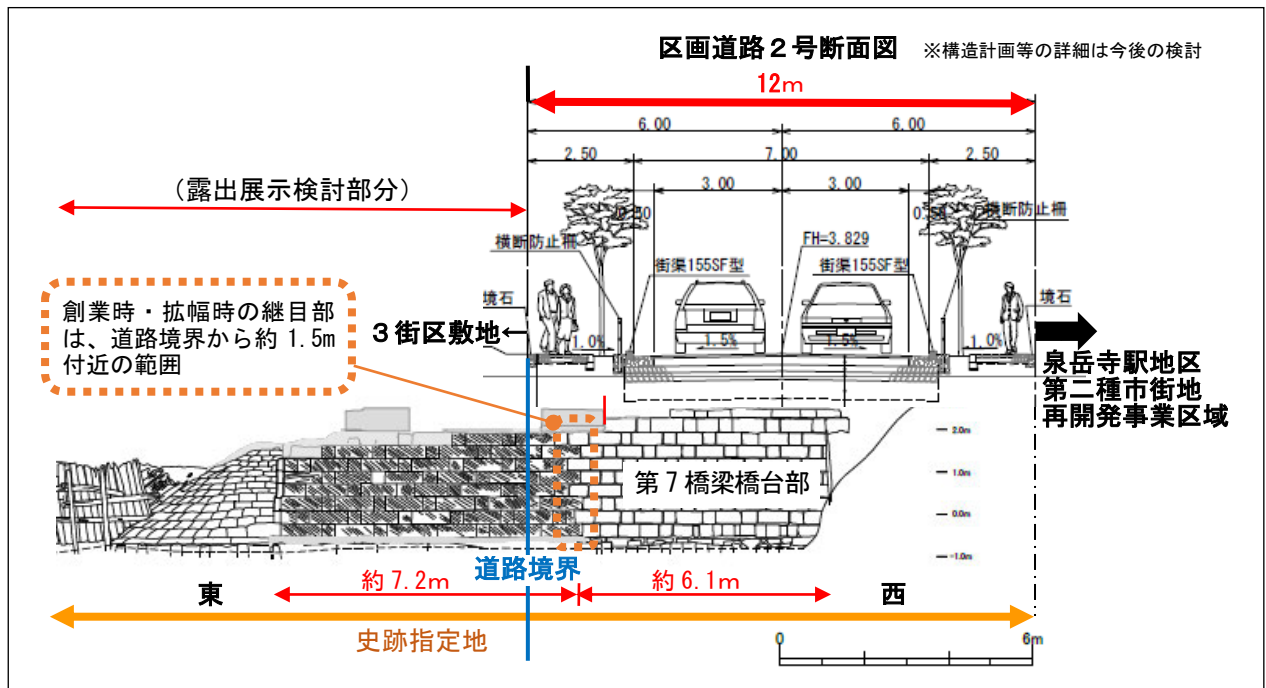


図 8-4-2：第7橋梁部における区画道路2号の計画位置図

表 8-4-1：区画道路2号における断面構成案の検討

案	①相互通行案	②一方通行化案	③一部歩行者専用道化案
案	現計画と同じ相互通行だが、車道（幅員7m）を1m西側へシフトすることで遺構への車道の荷重影響を低減。	道路を南向き一方通行化し、遺構への車道の荷重影響を低減。車道幅員を5.5mとし、車道は1m西側へシフト。	駐車場の入出庫口より南側を歩行者専用道化し、遺構への車道の荷重影響を低減。（※但し、幅3.5mは緊急車両通行を想定し西側に整備）
橋台部断面構成	東歩道 - 車道 - 西歩道 3.5m - 7m - 1.5m	東歩道 - 車道 - 西歩道 5m - 5.5m - 1.5m	歩道 12m
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の建物計画が成立するよう調整が必要。</li> <li>・ 車両入出庫ルート等について、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の権利者の理解が必要。</li> <li>・ 車両動線が大幅に変更となった場合、交通量推計及び安全面からの検証が必要。</li> <li>・ 街区の道路ネットワークを形成しない場合、区道ではなく私道となる。</li> <li>・ 必要に応じて、品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更及び都市計画変更の実施について対応。</li> </ul>		

委員会での検討の結果、可能な限り遺構への影響を軽減できる案を採用すべく、「一部歩行者専用道化案」を優先的に検討することとし、行政や関係者と調整を引き続き行うこととなった。

権利関係者が複数に及ぶため、調整・協議にあたっては、行政や関係事業者と協力し、丁寧に進めていく。調整・協議の結果、「一部歩行者専用道化案」を採用できなかった場合においても、可能な限り遺構への影響を軽減するため、車道の荷重影響を低減させるような整備を行う。

また、調整・協議の結果を受け、必要に応じて品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更及び都市計画変更の実施について対応する。

## (2) 歩行者通路5号（プロムナード）

第7橋梁部の史跡指定地の上空には歩行者通路5号（プロムナード）が計画されている。国家戦略特別区域計画に位置付けられたまちづくりと、高輪築堤第7橋梁部の現地保存の両立のため、当初都市計画のうち、築堤保存に必要な空間（15m）確保のために、3街区建物全体を東側へ12m移動させ、北東側幹線下水に支障する北側地下部分及び地上部は東側へ4m移動させることで、第7橋梁部を中心とした全長80mの範囲を現地保存するという一部計画変更を行い、令和3年（2021）11月に都市計画決定を受けている。

都市計画手続き中に史跡指定範囲の設定が行われたため、歩行者通路5号（プロムナード）を含む一部3街区建物の外壁等は、史跡指定地上空に設置されることとなった。

歩行者通路5号（プロムナード）は、高輪築堤跡の保存とまちづくりの両立を前提とした計画の実現に向け、歩道と車道を分離し、開発エリア及び周辺地域全体の歩行者の安全を確保することと、災害発生時には避難誘導や情報発信、一時待避スペースとなり避難ルートの確保に繋がること等を目的とした重要な公共施設である。また、史跡の露出等による展示が行われた際には、遺構を俯瞰して見学することができる施設として、歩行者通路5号（プロムナード）を活用することで、見え方に違いを付けた様々なレベルから築堤を見学することができる。

なお、本歩行者通路5号（プロムナード）は、史跡指定地範囲内の上空に整備され、現状変更許可申請が必要となるため、委員会に付議をし、史跡指定範囲内の築堤本体には直接影響を与えないことや史跡の露出等による展示が行われた際には視点場として有効的に活用されるということで承認をいただいた。（令和4年12月16日付け4文庁第3798号）今後、具体的な整備方法やデザイン等を検討していく。

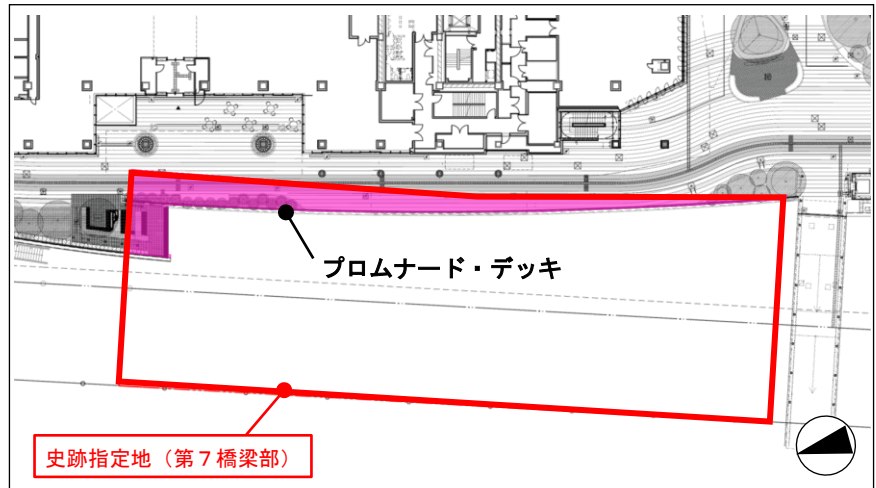


図 8-4-3：プロムナード位置図

## (3) 街区公園

史跡指定地がまたがる街区公園は、品川駅周辺地区地区計画に定められた公共施設である。地域の潤いのある都市空間の創出を図ることを整備の方針として示している。

街区公園に一部築堤が含まれているため、整備にあたっては、公園としての機能を持たせるとともに、遺構の保存及び活用にも必要な施設を設置し、一体的な整備を検討していく。なお、遺構の保存及び活用にも必要な施設については都市公園法第5条に基づく整備を検討する。

## (4) 1～2街区間接続デッキ（歩行者用デッキ）

史跡指定地の一部上空に整備される1～2街区間接続デッキ（歩行者用デッキ）は品川駅周辺地区地区計画に基づき、整備される公益性のある施設である。品川駅周辺地区地区計画においては歩行者ネットワークについて、以下のとおり整備の方針が示されている。

## 2. 歩行者ネットワークの整備方針

(1) まちの賑わいや回遊性、災害時の安全性を確保するため、ゆとりのあるデッキ空間と安全で快適な地上空間による重層的な歩行者ネットワークを形成する。

(2) 品川駅街区地区においては、歩行者の利便性向上等を図るため、既存東西自由通路の延伸等を通して歩行者ネットワークを形成する。

(3) 品川駅北周辺地区においては、地上の自動車交通との立体的な分離が図られた安全で快適な歩行者ネットワークを形成し、地域の回遊性の向上を図るため、地区の南北の骨格軸となるデッキレベルの歩行者通路を整備する。歩行者通路の整備にあたっては、品川駅、高輪ゲートウェイ駅、泉岳寺駅や地区内の公園・広場及び緑地をつなぎ、連続的なバリアフリー環境の確保に配慮する。

(4) 品川駅北周辺地区においては、三田・田町方面とつながる歩行者ネットワークを形成するため、地上部及びデッキレベルの歩行者通路を整備する。

(5) 品川駅北周辺地区においては、安全で快適な歩行者空間を実現するため、地上部において歩道状空地及び歩行者通路を整備する。

(6) 高輪ゲートウェイ駅と芝浦港南地区をつなぎ歩行者ネットワークを形成するとともに、東西方向の連携を高め、周辺のまちの回遊性を向上させるため、歩行者専用道（新駅東側連絡通路）を整備する。

＜品川駅周辺地区地区計画 都市計画図書より抜粋＞

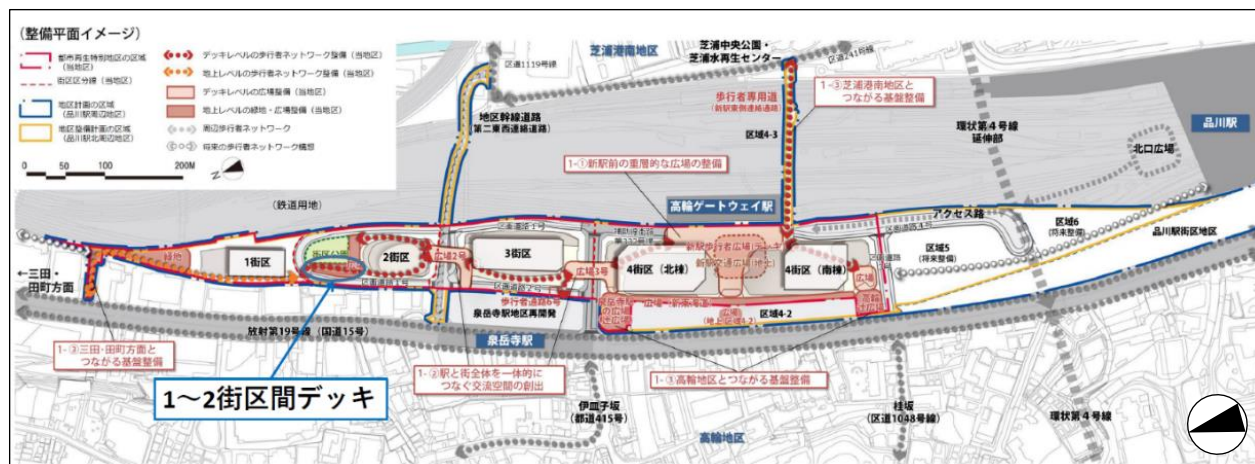


図 8-4-4：都市再生特別特区（品川駅北周辺地区）（都市計画概要より引用）

1～2街区間接続デッキ（歩行者用デッキ）を整備する上では、デッキ柱やデッキ杭を史跡指定地内に設置する計画をしていたが、令和4年（2022）10月に現状変更申請を行うにあたり、史跡指定範囲内での柱の設置を避けるため、柱位置を道路内に配置する等、可能な限り遺構への影響を少なくするべく、計画を再度検討した。

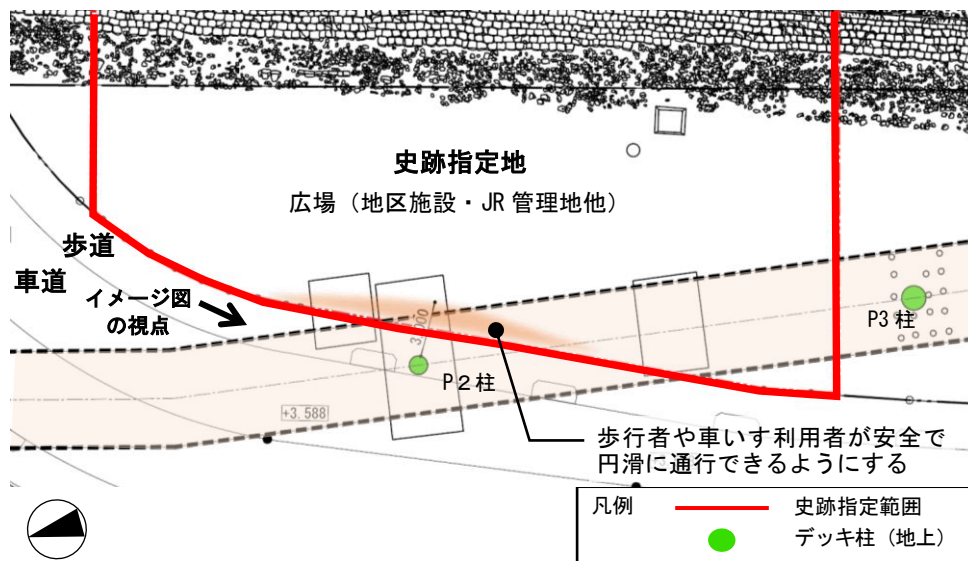
柱位置を変更するにあたっては、委員会にて近接地に計画されている道路（区道）の歩道上に柱を設置する案と、柱そのものをなくし、斜張橋やトラス橋などの構造物にデッキプランを変更する案をもって検討を行った。

委員会での議論の結果、斜張橋やトラス橋などの構造物に変更する案の場合、史跡の上部に巨大な

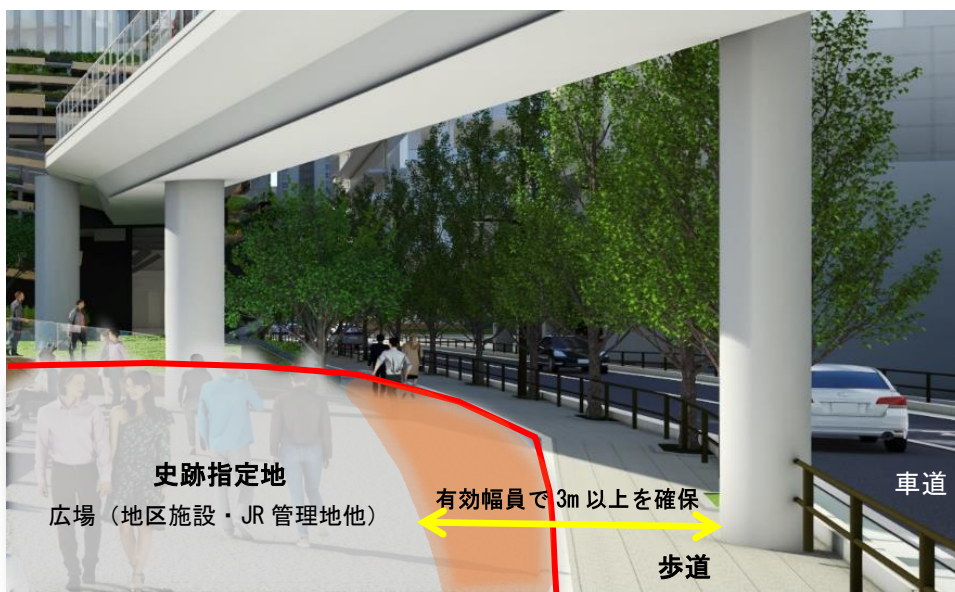
構造物があることにより史跡指定地上空及び背景となる景観が毀損する恐れがあるため、道路（区道）の歩道上に柱を設置する案で検討・調整を進めることとなった。

しかし、歩道上に柱を設置することで必要な歩道幅員が縮小されてしまうことが懸念されるため、その解決のために、史跡指定地内の一部の上部を歩行できる空間として整備することとし、道路管理者である港区と協議を行った。

歩行者や車いすの方が史跡指定範囲内も含めた歩道を安全で円滑に通行できることを前提とし、史跡指定地内の一部の上部を歩行できる空間として整備することで歩道部と合わせて3m以上の幅員を確保するとともに、当該範囲の維持管理については、JR東日本が日常管理及び緊急時の補修を行うという条件で、道路管理者である港区からデッキの線形、柱の位置の計画内容で道路占用協議等の手続きを進めていく理解を得た。（令和4年12月16日付け4文庁第3798号）今後、歩行者や車椅子の方が史跡指定地内を安全で円滑に通行できるように1～2街区間接続デッキ（歩行者用デッキ）の整備計画の検討を行う。



歩行者デッキ部分の平面図



歩道幅員確保のイメージ

図 8-4-5：歩行者デッキ柱設置位置案（第5回委員会資料より引用）